

第23回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成22年11月2日(火)午後4時00分～午後5時00分

2 場 所 長野県庁 議会棟3階 第2特別会議室

3 出席者

(委員) 竹内会長、岡田委員、織委員、小金委員、平田委員

(事務局) 塩谷課長、神事課長補佐、若林主任、山田主事、石田主事

4 議 題

(1) 新規意見聴取案件の報告・審議

(2) その他

5 議事経過

(1) 10月25日(月) 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員は資料を検討の上、事務局へ疑問点等の提示

(2) 11月2日(火) 審議会の開催 (別紙のとおり)

(3) 11月9日(火) 審議結果を実施機関へ通知

6 その他

次回審議会の開催日時は、平成23年3月15日(火)午後1時40分からとすることを決定した。

(別紙)

会 長： これより第 23 回個人情報保護運営審議会を開会いたします。

新規意見聴取案件の審議に入ります前に、改正臓器移植法に基づく児童の虐待にかかる個人情報の取り扱いについて、こども・家庭課から概要を説明したいという申し出がありました。今回の審議というわけではありませんけれども、今後の審議の参考のために説明をここで受けたいと思いますが、委員の皆さま、よろしいでしょうか。

各 委 員： (承諾する。)

会 長： はい。それではこども・家庭課からこの案件についてのご説明をお願いします。

こども・家庭課： (資料に基づき説明)

会 長： それでは、「新規意見聴取案件」の報告、審議に入らせていただきます。「新規意見聴取案件一覧表」の 1 ページの広報課の番号 74 から農業技術課の 77 番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： (番号 74 番から 77 番 資料に基づき説明)

会 長： ただいまの説明部分について、何かご質問、あるいはご意見はございますか。

各 委 員： (承諾する。)

会 長： 74 番から 77 番までについては、適当とさせていただきます。

それでは、次に 1 ページの交通指導課、番号 79 番から 81 番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： (番号 79 番から 81 番 資料に基づき説明)

会 長： ただいまの説明部分について、何かご質問、あるいはご意見はございますか。

各 委 員： (承諾する。)

会 長： 79 番から 81 番までについては、適当とさせていただきます。
それでは、次に 2 ページの病院機構の番号 82 番から 95 番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （番号 82 番から 95 番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何かご質問、あるいはご意見はございますか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： それでは、82 番から 95 番までについては、適当とさせていただきます。
それでは、次に 3 ページの知事部局の企画課の 96 番から健康長寿課介護支援室の 99 番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （96 番から 99 番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何かご質問、あるいはご意見はございますか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： それでは、96 番から 99 番までについては、適当とさせていただきます。
続いて番号 100 番から 103 番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （100 番から 103 番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何かご質問、あるいはご意見はございますか。

委 員： 100 の目的外提供ですが、すでに厚生労働省へ報告されたのでしょうか。

事 務 局： まだしていません。

委 員： それともう一点、86 ページに送付方法というのがあります。ここにメールの場合はパスワードを設定してセキュリティの万全を期すとありますが、郵送の場合のセキュリティは確保されますか。

事務局： 本案件につきましては、データとしてメールで送付するかたちを考えておりますので、郵送は特に考えておりません。

会長： そのほかに 100 から 102 について、何かありますか。

各委員： （承諾する。）

会長： それでは 103 番についてご質問ありますか。

委員： 児童相談所ですと対象事項について何年間にもまたがって相談されるケースや、情報を保管されているケースがあるかと思えます。今回は平成 20 年 4 月頃からということで 2 年半前の情報提供なのですが、これは一時期のものなのか、あるいは何ヶ月、何年にも渡っての長い情報提供になるのでしょうか。

事務局： 情報提供の依頼は 4 月頃からの情報提供依頼ということですが、4 月の時点の相談はなく、実際は 5 月位の相談のみの経過としてお渡しすることを考えているという話でした。

委員： 児童相談所の対応経過を時系列でと書いていますが、5 月以降現在までという幅があるのでしょうか。5 月の分 1 回だけなのですか。

事務局： 5 月時点の相談記録ということで考えております。

委員： わかりました。

会長： ほかに何かご質問等、あるいは意見はございますか。

各委員： （承諾する。）

会長： はい、それでは 100 から 103 番について適当とさせていただきます。

確認しておきますが、74 番から 103 番まで特にご意見はないということで全て案件は適当と認めるという結論にいたします。

それでは、今日の議事の（2）その他ですけれども、前回の会議録を事務局からお送りしていますが、記載内容等につきまして委員の皆さんから何かご意見はございますか。

各委員：（承諾する。）

会長： それでは、前回の第 22 回の審議会の会議録は、この内容で確定させていただきます。

続きまして、次回の審議会の日程を決めたいと思います。

（日程調整）

会長： それでは、次回審議会は、来年の 3 月 15 日火曜日の午後の 13 時 40 分から、この県庁の会議室でということにさせていただきます。

それでは、以上で本日の個人情報保護運営審議会の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。